

## 田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の規定により実施する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により設置された市内の国及び地方公共団体以外の者が設置した幼保連携型認定こども園とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業内容及び要件は、別表のとおりとする。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の算定方法は、別表の第1欄の各事業ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定した合計額とする。ただし、各事業ごとに選定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を行う場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 交付対象事業に要する経費については、別表の第1欄の各事業を超えて配分の変更を行うことはできない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返納させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税

及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、申請者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (8) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は市長が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。

（補助事業の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更又は補助事業を中止若しくは廃止をしようとする場合は、速やかに田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を取消し、又はその決定の内容を変更することができる。

（変更等の決定の通知）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消し、又はその決定の内容を変更したときは、田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金変

更交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第10条 この補助金は、当該補助事業の完了後交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金概算払請求書(様式第5号)に基づいて、その全部又は一部を概算払により交付することができる。ただし、概算払の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、前条の通知書を受領したときは、速やかに田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領後30日以内に補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、例規、本要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 実支出額が補助対象経費に比べて減少したとき。
- (5) 市長の承認を受けずに、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(遅延利息)

第15条 補助事業者は、前条の規定による処分により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(必要な指示等)

第16条 市長は、補助事業者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(その他)

第17条 特別の事情により、第4条、第5条、第8条及び第11条に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ市長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の交付申請、変更交付申請及び実績報告の際には、別に定めるところにより、その他市長が定める様式を提出すること。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

##### (要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条、第4条関係）

1 事業	2 基準額	3 対象経費								
延長保育事業（「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号）の別紙に定める延長保育事業の一般型）	保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額） <table border="1" data-bbox="614 389 1217 562"> <thead> <tr> <th data-bbox="614 389 853 432">延長時間区分</th> <th data-bbox="853 389 1217 432"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="614 432 853 474">1時間</td> <td data-bbox="853 432 1217 474">17,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="614 474 853 517">2時間</td> <td data-bbox="853 474 1217 517">34,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="614 517 853 562">3時間</td> <td data-bbox="853 517 1217 562">51,600円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分		1時間	17,200円	2時間	34,400円	3時間	51,600円	延長保育事業の実施に必要な経費
延長時間区分										
1時間	17,200円									
2時間	34,400円									
3時間	51,600円									
一時預かり事業（「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号）の別紙に定める一時預かり事業の幼稚園型）	ア 在籍園児分（児童1人当たり日額） （ア）基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用） ①年間延べ利用児童数2,000人超の施設 400円 ②年間延べ利用児童数2,000人以下の施設（1,600,000円÷年間延べ利用児童数）－400円（10円未満切り捨て） （イ）休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円 （ウ）長時間加算 100円 イ 在籍園児以外の児童分（児童1人当たり日額） （ア）8時間以下の利用 800円 （イ）長時間加算 100円 ※公費支援の総額（1施設当たり年額）は、9,140,000円を上限額とする。	一時預かり事業の実施に必要な費用								

様式第1号(第5条関係)

田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

所在地  
申請者 法人名  
代表者名 印

田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金
補助事業の目的及び内容			
事業期間	着手(予定)	年 月 日	
	完了(予定)	年 月 日	
補助金交付申請額			
添付書類	1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類		



様式第2号（第6条関係）

田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金
補助事業の目的及び内容			
事業期間		着手（予定）	年 月 日
		完了（予定）	年 月 日
補助事業に要する経費			
交付決定額			
交付条件		田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱による。	

様式第3号（第8条関係）

田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

所在地  
補助事業者 法人名  
代表者名

印

次のとおり変更等をしたいので、田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金
変更等の内容			
変更等の理由			
変更交付申請額			
添付書類		1 申請額内訳書（変更交付申請用） 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類	

様式第4号（第9条関係）

田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金変更交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり変更等を決  
定したので、田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により通  
知します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金
変更等の内容			
変更等の理由			
補助事業に要する経費			
変更交付決定額			
交付条件	田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱による。		

様式第5号（第10条関係）

田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日

田原市長 殿

所在地  
補助事業者 法人名  
代表者名 印

田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり補助金の概算払を請求します。

交付決定（変更交付決定）額	円
概算払請求額	円
添付書類	1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

所在地  
補助事業者 法人名  
代表者名 印

田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金
補助事業実施期間		着手 完了	年 月 日 年 月 日
補助事業の実績及び効果			
補助金の交付決定額			
補助金の既交付額			
補助金の精算額			
添付資料			1 精算書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第12条関係）

田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで実績報告のあった地域子ども・子育て支援事業費事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金
		確定の基礎となった事業費	
		補助金の交付決定通知額	
		補助金の交付確定額	

様式第8号（第13条関係）

田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

所在地  
補助事業者 法人名  
代表者名 印

田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により次のとおり補助金を請求します。

補助金確定額	
概算払受領済額	
差引請求額	

## 申請額内訳書

施設名 \_\_\_\_\_

(単位:円)

事業名	総事業費 ①	寄附金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	補助金申請額 ⑦
延長保育事業							
一時預かり事業							
合計							

※ ⑤欄には、交付要綱の別表の第2欄に定める基準額を記入すること。

※ ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

※ ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)



申請額内訳書(変更交付申請用)

施設名

(単位:円)

事業名	総事業費 ①	寄附金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	補助金申請額 ⑦	補助金 既交付決定額 ⑧	差引今回 補助金申請額 ⑨(⑦-⑧)
延長保育事業									
一時預かり事業									
合計									

※ ⑤欄には、交付要綱の別表の第2欄に定める基準額を記入すること。

※ ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

※ ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

## 精算書

施設名 \_\_\_\_\_

(単位:円)

事業名	総事業費 ①	寄附金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	補助金申請額 ⑦	補助金 交付決定額 ⑧	差引 過不足額 ⑨(⑦-⑧)
延長保育事業									
一時預かり事業									
合 計									

※ ⑤欄には、交付要綱の別表の第2欄に定める基準額を記入すること。

※ ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

※ ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

# 事業計画・実績書

施設名

## 1 延長保育事業

2・3号短時間認定児童数	人
--------------	---

※各月初日において在籍する2・3号短時間認定児童数を平均した数。(小数点以下第1位を四捨五入)

1時間延長(16:00~17:00) 1日当たり平均対象児童数	人
2時間延長(16:00~18:00) 1日当たり平均対象児童数	人

※延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均した数。(小数点以下第1位を四捨五入)

1時間延長	補助単価	17,200 円	×	2・3号短時間認定児童数	0 人	=	0 円
2時間延長	補助単価	34,400 円	×	2・3号短時間認定児童数	0 人	=	0 円
合計							0 円

## 2 一時預かり事業

### (1) 在籍園児分(1号認定)

基本分	人
休日分	人
長時間加算分	人

(基本分: 平日の教育時間前後、長期休業日)

(休日分: 土、日曜日、祝日)

(長時間加算分: 基本分、休日分のうち、8時間を1時間以上超える分)

※年間の延べ利用児童数。

#### ・基本分(年間の延べ利用児童数が2,000人を超える場合)

年間の延べ利用児童数	0 人	×	補助単価	400 円	=	0 円
------------	-----	---	------	-------	---	-----

#### ・基本分(年間の延べ利用児童数が2,000人以下の場合)

年間の延べ利用児童数	0 人	×	補助単価	0 円	=	0 円
------------	-----	---	------	-----	---	-----

#### ・休日分

年間の延べ利用児童数	0 人	×	補助単価	800 円	=	0 円
------------	-----	---	------	-------	---	-----

#### ・長時間加算分

年間の延べ利用児童数	0 人	×	補助単価	100 円	=	0 円
------------	-----	---	------	-------	---	-----

計 0 円

### (2) 在籍園児以外の児童分

8時間以下の利用分	人
長時間加算分	人

(8時間以下の利用分: 曜日に関係なく8時間以下の利用分)

(長時間加算分: 上記のうち、8時間を1時間以上超える分)

※年間の延べ利用児童数。

#### ・8時間以下の利用分

年間の延べ利用児童数	0 人	×	補助単価	800 円	=	0 円
------------	-----	---	------	-------	---	-----

#### ・長時間加算分

年間の延べ利用児童数	0 人	×	補助単価	100 円	=	0 円
------------	-----	---	------	-------	---	-----

計 0 円

合計 0 円

# 収支 予算 ・ 決算 書

施設名

## 1 延長保育事業

### 収 入

費 目	金 額(円)	備 考
利用料		
寄附金		
その他		
計	0	

### 支 出

費 目	金 額(円)	備 考
事業費(光熱水費、事務費等)		
人件費		
その他		
計	0	

補助対象経費(支出一収入)	0	
---------------	---	--

## 2 一時預かり事業

### 収 入

費 目	金 額(円)	備 考
利用料		
寄附金		
その他		
計	0	

### 支 出

費 目	金 額(円)	備 考
事業費(光熱水費、事務費等)		
人件費		
その他		
計	0	

補助対象経費(支出一収入)	0	
---------------	---	--

# 延長保育事業利用園児数実績表

施設名

月分

(単位:人)

延長時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	平均				
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水						
1時間延長 (16:00~17:00)																																					
2時間延長 (16:00~18:00)																																					
担当職員名																																					

※本表は2・3号短時間認定園児について記入すること。

月分

(単位:人)

延長時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	平均					
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水							
1時間延長 (16:00~17:00)																																						
2時間延長 (16:00~18:00)																																						
担当職員名																																						

※本表は2・3号短時間認定園児について記入すること。

# 一時預かり事業利用園児数実績表

施設名

## 【在籍園児分(1号認定)】

月分 (単位:人)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計		
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			
基本分(平日+長期休業日)																																		
(うち長時間分)																																		
休日分(土、日、祝日)																																		
(うち長時間分)																																		
担当職員名																																		

※基本分には平日の教育時間(9:30~15:00)前後や長期休業日に利用する在籍園児数を記入し、うち長時間分にはそのうち8時間を1時間以上越えて利用する園児数を記入すること。  
 ※休日分(土、日、祝日)には休日に利用する在籍園児数を記入し、うち長時間分にはそのうち8時間を1時間以上越えて利用する園児数を記入すること。

## 【在籍園児以外の児童分】

月分 (単位:人)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計			
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				
平日+長期休業日+休日分																																			
(うち長時間分)																																			
担当職員名																																			

※平日+長期休業日+休日分には曜日に関係なく利用する在籍園児以外の児童数を記入し、うち長時間分にはそのうち8時間を1時間以上越えて利用する児童数を記入すること。